

大垣消防組合における外部の労働者等からの公益通報等及び当消防本部の職員等からの公益通報等における運用実績

当消防本部は、「公益通報者保護法」及び「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン」の趣旨を踏まえて、外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報等を適切に取り扱うため、これらの通報等への対応手続に関する事項を定めること（外部通報制度）により、通報者等の保護を図るとともに、事業者の法令遵守等を推進しています。

また、当消防本部及び職員についての法令違反行為等に関する、職員等からの通報等を適切に取り扱うため、これらの通報等への対応手続に関する事項を定めること（内部通報制度）により、通報者等の保護を図るとともに、当消防本部の法令遵守等の確保に努めます。

◆外部通報◆

年度	窓口設置場所	通報件数	受理件数	調査に着手した件数	是正措置を講じた件数
令和4	消防本部総務課 総務係(※)	1	1	1	0
令和5	消防本部総務課 総務係(※)	2	2	2	0
令和6	消防本部総務課 総務係(※)	1	1	1	0

(※) 通報・相談窓口を経由せずに主管課に対してなされた通報等及び意見又は苦情を、当該主管課において受け付けることを妨げるものではありません。

◆内部通報◆

年度	窓口設置場所	通報件数	受理件数	調査に着手した件数	是正措置を講じた件数
令和4	消防本部総務課 総務係	0	0	0	0
令和5	消防本部総務課 総務係	0	0	0	0
令和6	消防本部総務課 総務係	0	0	0	0